

平成 2 6 年度 第 3 回
(2 0 1 4 年度)

吹田市都市計画審議会

日 時 平成 2 7 年 2 月 2 5 日 (水) 午前 1 0 時
場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

平成26年度第3回吹田市都市計画審議会会議録

平成27年2月25日

○杉本参事 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度（2014年度）第3回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。

まず、開会に当たりまして、太田副市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○太田副市長 皆さん、おはようございます。副市長の太田でございます。

都市計画審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私とも、大変ご多用のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、本市市政の推進に格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、改めて、お礼を申し上げます。

さて、本日、都市計画マスタープランの改定について、諮問をさせていただきます。これまで、多くのご意見を頂戴しながら、見直し方針、見直し素案、見直し原案と順次策定を進めてまいりました。本日、お示しをいたします、見直し改定案でございますが、説明会の開催のほか、1月16日から2月16日までの間、パブリックコメントを実施し、また、2月17日に開催をいたしました、本審議会の常務委員会においてご意見をいただき、取りまとめたものでございます。

委員の皆様におかれましては、この間、多大なお力添えを賜ってまいりましたことに、改めてお礼を申し上げますとともに、本日もよろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○杉本参事 それでは、これより、太田副市長から吉田会長へ諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(太田副市長から会長へ諮問書を手渡す)

○杉本参事 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の議案書、都市計画マスタープラン改定案、A4判カラー刷り片面2ページの参考資料1、同じく、A4判モノクロ刷り両面51ページの参考資料2、以上につきましては、事前にお配りさせていただいております。

本日、お席に配付させていただいております、資料としましては、本日の次第、それから、座席表、委員名簿、都市計画審議会条例及び施行規則、傍聴に関する取り扱い要領でございます。また、A4判カラー刷り片面4枚物の資料につきましては、議案書、都市計画マスタープラン改定案の修正分でございます。こちらにつきましては、後ほど、議案説明の際に、あわせて説明をさせていただきます。

以上でございますが、お手元のない資料がございましたら、お持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、吉田会長、議事進行のほう、よろしく願いいたします。

○吉田会長 本日は、皆様方、私の立場からも、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。御礼を申し上げます。座らせていただきます。

委員のうち、上甫木委員からやむを得ず欠席させていただくというご連絡をいただいております。あと、長谷部委員と澤越委員、まだお見えでないですが、ご出席のご連絡いただいておりますので、追って、ご登場いただけるかと存じます。時間の関係もございますので、このまま開催させていただこうと、ご承知のと通りの定足数規定がございます。吹田市の都市計画審議会条例の第5条第2項ですが、過半数ということですので、本審議会が成立しているということを確認させていただこうかと存じます。

そうしましたら、本日も審議いただきます案件、出させていただきますとおり、議案第5号、吹田市都市計画マスタープランの改定についてでございます。皆様方の慎重なご審議をいただきたく、改めてお願いを申し上げます。ご協力方お願いし

ます。

傍聴の方がおられるということなので、お入りいただきましょうか。どうぞ。

皆様方よろしいでしょうか。原則として、5名というふうな制度枠組みのようです。7名ということで資料が足りないようではあるけれど、座席は確保できるということなので、抽せんまで2名切るというふうなことはせずに、お入りいただこうかと存じますが、よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○吉田会長 ありがとうございます。

では、お入りいただきください。

(傍聴人 入室)

○吉田会長 傍聴の方々に申し上げます。審議会長の吉田と申します。原則として、傍聴人につきましては5名程度という制度枠組みがあるようですが、これが10名、20名であれば、当然に抽せんというふうなことで対応させていただくところ、7名というところですので、今、ここで議論いただきまして、全てお入りいただこうということにさせていただきましたが、資料が5部程度ということで用意させていただいてます関係で、ご供覧、後ほど、コピーするなりということでご対応いただきたく存じます。それと、審議中はご静粛に願います。よろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議案第5号、吹田市都市計画マスタープランの改定ということで、事務局のご説明に入ってくださいなんですが、ちょっと、その前に、お手元の資料、参考資料1というところ、先ほど、副市長からご説明もございましたが、ご承知のとおり都市計画法に従いまして、吹田市も2004年の段階で、マスタープラン長期計画というものを概ね20年先を見越して策定されています。20年先ということは2024ですが、ちょうど10年経つ、この2014年度に相応に改定してしかるべきという枠組みに入ってもいい、2012年段階から、吹田市

の都市計画審議会で見直しということについて議論を開始し、2013年度に市民のご意見等も伺って、意見募集等々もして、見直しの方針というものを固めました。

今年度、2014年度、審議会として、それらの意見集約に基づいての見直し方針に従って、見直しの行程枠組みというものを9月段階で、この審議会でご確認いただきまして、12年度から始まっていた審議会のもとの常務委員会、ここでのご議論、資料点検等々を昨年9月の審議会を受けて、10月、11月と常務委員会、ご議論いただきまして、それらを11月の審議会で見直し素案のご審議をいただく形をとりまして、それらを受けて、改めての市民からのコメントをいただくという手続も経て、年明けて2月、先週ですが、改めて、最終的な常務委員会での改定案の内容確認をさせていただいて、本日、審議会としての最終的な、まさに年度末取りまとめを、見直し案をご議論いただき、確定させていただこうということでお集まりいただき、ご審議いただくということです。

そうしましたら、事務局のほうから、この常務委員会での議論、もちろん、市民からのパブリックコメント集約等々も反映させた、このマスタープランの改定、これについての案のご提示をいただこうと思います。

お願いします。

○清水主査 都市整備室の清水でございます。よろしくお願いたします。

まず、本日、机上にお配りさせていただきました、目次が一番頭に来てます、A4のカラー刷りの表裏の資料でございます。後ほど、ご説明させていただきたいんですが、事前にお配りした議案の中に落丁、誤字脱字がございます、そのみを修正して正規のものとして差替え用としてご用意したものでございますので、後ほど、合わせてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の諮問書の写しでございます。議案第5号、吹田市都市計画マスタープランの改定について、貴審議会に諮問いたします。

まず、議案第5号は、この吹田市都市計画マスタープラン改定案という、ホッチキスどめの冊子でございますけれども、議案のご説明に入ります前に参考資料にて、冒頭ご説明をさせていただきたいと存じます。

では、参考資料1をご覧ください。

参考資料1の1ページ目は、既に会長のほうから、これまでの経過、ご紹介いただきました。

2ページ目をご覧くださいんですが、11月の都市計画審議会以降の流れでございます。見直し素案の策定に向けまして、本審議会を11月20日にご開催をいただきまして、その後、12月5日から1月5日まで見直し素案につきまして、意見募集と、それから、説明会を合計9カ所、参加人数120名の中、説明会を開催させていただきました。

その内容につきまして、12月26日に常務委員会をご開催いただきまして、その内容と修正箇所をご確認いただきまして、その資料につきましては、審議会委員の皆様にも当日発送させていただいております。その後、見直し原案として取りまとめをしまして、1月16日から2月16日にかけて、本市の条例に基づきますパブリックコメントを実施いたしております。19通77件のご意見をいただいております。説明会につきましては、合計10カ所でさせていただきまして、総参加人数123名というところがございます。いただきましたご意見を取りまとめまして、2月17日に常務委員会のご開催をいただきまして、最終、こちらの改定案につきまして、ご意見頂戴しまして、本日、その内容、資料につきましては、先週、ちょっと資料が重複して大変恐縮でしたが、常務委員会の資料につきまして、各委員の皆様方に送付をさせていただいたところがございます。その常務委員会の開催後、一部修正をしまして、本日、お手元の議案書という形でお示ししてございます。

それでは、参考資料2をご覧ください。

参考資料2につきましては、この都市計画マスタープラン見直し原案に対しまして、

パブリックコメントの手続を経まして、いただきました意見と、それから、説明会等で口頭でいただきましたご意見、可能な限りの拾い出しでございますけれども、左欄にお書きしまして、右欄に市の回答といたしますか、考え方の案をお示ししているところでございます。分量が多いものですから、代表的なところ、主なところをご紹介させていただきたいと思っております。

まず1ページ目、1-②とお書きして、公共交通と分類をさせていただいている方のご意見でございます。道路・交通施設、公共交通等の整備、利用促進におきまして、鉄道路線がない地域での移動は路線バスに頼らざるを得ませんが、本数が少ない、路線が限定されるなど、移動の利便性がよくありませんというようなことで、高齢者や障害者、交通弱者に対する移動保障のため、コミバスや福祉巡回バスの運行を検討するようにしてくださいというようなご意見でございました。

説明会におきまして、こういったご意見、身近な範囲のこういった切実な課題、あるいは、お困りの点につきまして、多くご意見をいただいているところでございます。この見直しの改定案におきまして、公共交通の利用促進を図るということをお示しをしているところでございますけれども、やはり、身近な範囲の課題ということで、こういった具体的なご意見を頂戴しているところでございます。このようなご意見に対しましては、都市計画マスタープランの役割といたしましては、長期的な目標や方向性をお示しするもので、物足りないと思われるかもしれませんが、ここに方向性をきちんと位置付けをさせていただくことが重要である旨をご説明させていただきまして、個別具体的な施策の実施につきましては、本市の総合計画やマスタープランの方向性に沿いまして、実施計画、個別計画、それぞれの担当部局によって進められていくものであるというところを説明会等を通じまして、ご説明してきたところでございます。

続きまして、2-①効果判定とお書きしているところでございます。3行目からです。全ての要望を満たすには、投資対効果だけで決めるのではなく、コストだけでな

く、ソフトも考慮した効果判定が必要であるという重要なご指摘でございます。具体的な施策を実施する際には、当然、コスト面からだけではなく事業実施の効果をさまざまな角度から検証する必要があるという認識をお示ししております。

恐れ入ります、2ページ目をご覧ください。4-①、3段目でございます。4-①万博周辺とお書きしております。この方、下から3行目でございます。万博公園周辺の交通、アクセス道路について、ぜひぜひ整備をよろしくお願いいたしますというご意見でございました。これは、書面でもそうですが、説明会を通じまして、各会場で、必ず、ご意見のあった項目でございます。万博記念公園周辺のエキスポランド跡地複合施設及びスタジアムの建設に際しまして、特に、交通問題について、ご心配をされるお声を、たくさん頂戴しております。その際には、本市の環境まちづくり影響評価条例に基づきます環境アセスメント手続、これは本市独自の手続でございますけれども、これによりまして、複数のアクセス路を設けるなどの交通対策は示されているとともに、工事中、完成後には、それらをきちっと予測どおりか調査させ、確認することとなっている旨をご回答をさせていただいております。見直しの改定案におきましても、このアセスメント条例に沿って、環境に配慮した取り組みの誘導ということをお書きしておりますので、その旨もここでお答えをしております。

恐れ入ります、少し飛びます。5ページをご覧くださいたいんですが、5ページの二つ目、10-②公共交通でございます。東西交通網、特にこの方は千里丘、山田ということでご指摘をいただいております。説明会でもご指摘をいただいたんですが、実は、山田の地域からJR東海道本線へのアクセス路がバスも含めてなかなか不便だというご指摘をいただいております。中央環状線に沿った大阪モノレールにつきましても、JRにアクセスをしてないというようなことがございますので、そのあたりを意識して、公共交通というのを進めてほしいというご意見でございました。

関連しますが、6ページをご覧くださいたいんですが、11-②の公共交通でございます。この方は、万博記念公園のエリアの事業に関してご意見いただいているので

すが、モノレールとJRとの連絡ができてないと。早急に検討してもらいたいと。また、地下鉄の今里筋線の延伸も早急に進めてもらいたいというご指摘でございました。ご回答としましては、ご指摘のとおり、大阪モノレールやそういった阪急千里線が国土軸であるJR東海道線と結節していない現状というのは課題の一つとして認識しているということでお示しをしております。また、今里筋線についても、延伸に向けた取り組みを促進していくということをお答えいたしております。

続きまして、7ページ11-⑥の方でございます。無電柱化とお書きしております。見直し素案におきましても、ご意見いただきました無電柱化でございます。防災面からも景観面からも無電柱化を進めてほしいというご意見、多数いただいておりますが、この方は逆に、災害時に電柱があったほうが復旧が早いんじゃないかというご指摘でございました。ご指摘いただいた点は十分に認識しているところでございまして、景観面、防災面、いろいろな観点から、道路の特性に応じた、こういった無電柱化というのも一つ進めるべき課題であるということをお伝えしているところでございます。

恐れ入ります。少し飛ばしまして、11ページをご覧ください。12-①景観とお書きしております。前段、かなり厚く文章をいただいているんですが、一番下、1と書いているところ、平成20年1月28日という文章以降なんですが、実は、尺谷地区に住民の皆さんで地元発意で策定をされた尺谷地区地区計画というのがございまして、そういう理念を踏まえると景観についても一定、そういう、この地区に網がけをすべきじゃないかという、まさに、地区の中からのご意見でございました。こちらにつきましても、その地区計画を策定された経過というのを我々も存じ上げておりますので、そういった景観につきましても、改定案にお示しをしており、次代に誇る魅力あるまちづくりを進めてまいりますということでご回答をしております。

恐れ入ります。13ページ。12-⑦でございます。環境とお書きしておりますが、この方のご意見としましては、JR貨物ターミナル駅が既に開業しております、操

車場とビールの町といわれた吹田の特性というのが、今もって、この貨物ターミナルという駅ができたことによって、鉄道の町という特色になろうということで、これからの環境の方向性としましては、温室効果ガスの削減にトラック輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトというのが非常に重要になるであろうということから、そういったことを発信してはどうかというご指摘でございました。

恐れ入ります。15ページをお願いいたします。13-①の方でございます。にぎわいとお書きしておりますが、実は、この方、16ページにわたって、ご意見を頂戴しているんですが、要約しますと、江坂駅周辺で企業が立地、企業が事務所を探して、調査を事前にかけてきたときに、夜、来られたら街灯が暗いと。街灯が暗いというのは、防犯、安心、安全上の課題でもあるんですが、実は、企業にとっても、その辺が重要な要素であって、この方がお聞きになった内容といいますと、事前の調査の中で暗いということは当然、社員の中に女性の方、いろんな方いらっしゃる中で、帰りが遅くなったとき、非常に不安がるというようなことで、企業の立地を少し、暗いということで妨げている面があるんじゃないかということをお聞きになったということをご意見としていただいています。当然、この改定案の中でも、犯罪事故の起きにくい市街地環境の整備というのをお示ししておりますので、そのあたり、説明会でも同様のご意見がありましたので、ご回答させていただいているところでございます。

恐れ入ります。19ページをお願いいたします。一番下、15-①吹操とお書きしております。このご意見を要約しますと、今、同時期に、吹田操車場跡地につきまして、まちづくりの実行計画の案と低炭素まちづくり計画の案というもののパブリックコメントをさせていただいているところでございます。こういった内容をきちっと反映、整合しているのかというご意見でございました。このあたりにつきましては、同時並行的に進んでいるところはあるんですが、可能な限り担当部署との整合を図って検討を進めてきたところでございます。

恐れ入ります。次のページ、20ページをお願いいたします。15-③地方創成と

お書きしています。「せい」の字が生きるという字で、ちょっと誤植なのですが、地方創生というところがございます。

実は、国のほうでいわゆる地方創生法、まち・ひと・しごと創生法が施行されて、昨年の12月に長期ビジョン、概ね2060年をめどに1億人程度の人口を保つというような長期ビジョンと、それに向けた5カ年の総合戦略を国のほうが策定をされて、それに今度、地方もそれに組み込んでいくという状況をご存じいただけて、そういったことを柔軟に対応できるようなマスタープランであるべきではないかというご指摘でございました。このご指摘を受けまして、原案の中身、少し修正をさせていただいておりますので、後ほど、ご紹介をさせていただきたいと存じます。

申しわけありません。先ほど、地方創生という分類、創生の「せい」が成るという字ですが、生まれるという字に修正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

続きまして、21ページの16-①環境とお書きしているところがございます。この方のご意見、低炭素社会の実現に向けては、向こう10年ではなしに30年、50年先を見据えたまちづくりを進めるべきじゃないかというご指摘をいただいております。我々としては、改定案の中でもお示しをしておりますが、環境基本計画ときちんと整合を図りながら進めてまいるということをお示しをしているんですが、よりそのあたりの長期性みたいなところをお示しするべく持続可能性といったところにも文言を少し修正をさせていただいておりますので、また、後ほど、ご紹介させていただきたいと存じます。

恐れ入ります。少し飛ばさせていただきます、29ページをお願いいたします。18-①の方、千里ニュータウンとお書きしています。この方、実は、35ページにわたって、ご意見を頂戴しているところがございます。要約すると、恐らく、千里ニュータウンにお住まいで、そういったまちづくりにずっと取り組んでこられた方と推察されるんですが、ニュータウンのまちづくりというのをある面、この改定案に位

置付けてほしいというご意見でございました。改定案の中でも千里ニュータウンのまちづくりというのは、お示しをしております、その中で、千里ニュータウンにつきましては、まちづくり指針であったり、再生指針といったものを既に策定済みでございますので、そのあたりのところをご回答として、ご紹介をしております。

恐れ入ります。時間の関係上申しわけございません。40ページをお願いいたします。これは説明会でいただいたご意見でございます。口頭のご意見ですので、その要旨をこちらで取りまとめたものでございます。12番の方、活動支援とお書きしております。地区まちづくり構想という地域でお考えいただいて、それを位置付けていくような制度を今回、ご提案してるんですが、それを策定するのであれば、それにかかる費用、検討費用等については補助するような体制があってもいいんじゃないかというご指摘でございました。当日もご回答させていただいたんですが、市からの職員派遣、専門家の派遣制度もございます。また、景観に関しましては、景観のまちづくり活動に関する補助制度などもございますので、そのあたりをご紹介させていただいております。

41ページの15番の方をお願いいたします。千里丘朝日が丘線はいつ整備されるのかという、特定の都市計画道路に対するご意見でございます。実は、説明会を通じまして、この千里丘朝日が丘線、特に、千里丘駅の西側、大阪高槻京都線と千里丘のほうからおりてくる市道が交差する千里丘交差点がございます。その混雑状況が非常に、歩道もない状況でして、なおかつ、マンション開発等で人口が実際増えているという状況の中、非常に危険だという切実な思い、ご意見として頂戴しております。千里丘朝日が丘線につきましては、一定、市の都市計画道路として決定をしておりますので、事業を計画的に進めてまいるといふことをお示しさせていただいたところでございます。

そのほか、申しわけありません、44ページをお願いいたします。29番の方、維持管理とお書きしております。これまで多くのインフラ施設を整備してきたが、既存

施設を将来に維持管理できる総量を考慮すべきじゃないかという重要なご指摘でございます。今回のマスタープランでは、整備を進めていくという従来の方針に加えまして、維持管理をきちんとしていくということも打ち出しをさせていただいておりますので、そのあたりをご紹介させていただいております。

そのほか、たくさんのご意見をいただいておりますが、最後、51ページをご覧ください。58番の方、バリアフリーと分類をしております。最後のページです。バリアフリーと分類をさせていただいているんですが、駅周辺や歩道橋など、高齢者が増えている中、エレベーターの設置やバリアフリー化を進めてほしいというようなことで、一定、バリアフリー基本構想の中で重点整備地区というのをお示ししながら、担当課のほうで、このあたり、順次進めさせていただいているところですが、その状況を非常に追い抜かすといいますか、高齢化の進展が著しい中、歩道橋を上がるのも非常に大変だという切実な思いを頂戴いたしております。マスタープランにつきましては、安心のまちづくり方針の中でバリアフリー化の推進というのをお示しをしておりますが、いただいたご意見は、すぐにでもエレベーターをとというようなご指摘でしたが、そのあたり一定、計画に基づいて、計画的に進めていくというところで、当日は一定のご理解をいただいたものと考えております。

恐れ入ります。参考資料2としましては、以上でございます。

それでは、議案第5号、吹田市都市計画マスタープラン改定案でございます。

お示ししている、この議案につきましては、赤字、もしくは青字でアンダーライン、もしくは、見え消しさせていただいている箇所がございます。そちらにつきましては、見直し原案からの変更箇所でございますので、全体を通してご説明をさせていただく中で変更箇所、また、出てまいりましたら、あわせてご説明をさせていただきたいと存じます。合わせまして、本日、机上にお配りさせていただいております、変更箇所、誤字脱字、落丁ですね、その箇所がございましたら、お手元ご覧いただくように、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、1枚おめくりいただきまして、目次でございます。序章、都市計画マスタープランについて。第1章、吹田市の現況でございます。第2章に基本理念と将来像、第3章にまちづくりの方針としまして、1から10までお書きしております。施策テーマ別に今回、再整理をしておりますので、1から9項目まで、新たにお示しをしながら、それを重ね合わせた地域別索引図というのを3章の10でお示ししているところでございます。終章で都市計画マスタープランの推進、また、地区まちづくり構想の策定等につきましても、ご紹介させていただいているところでございます。

まず、この目次のページ番号でございます。第1章の3、市民の意識というところ。お手元の、本日机にお配りしたもので、赤でマーカーを入れさせていただいているんですが、実は、ページ番号がずれておまして、第1章の3、市民の意識のところは、事前にお配りさせていただいた資料では、議案では9ページでございましたが、実際には10ページでございましたので、お手元の本日お配りさせていただいたほうをご覧くださいと思います。また、合わせまして、終章のページ番号でございますが、事前を送付させていただいた資料では60ページに終章、都市計画マスタープランの推進、60ページでお示ししておりましたが、正しくは61ページでございました。申しわけございませんでした。

何分、長くなりますので、一旦、第2章までのご説明をさせていただきまして、会長にお戻ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目をご覧ください。序章、都市計画マスタープランについてということで、1、改定に当たってという項につきましては、これまでの改定の経過、考え方を整理したものでございます。

2番目、都市計画マスタープランの概要の(1)役割でございます。都市計画マスタープランは、総合計画によるまちづくりを都市計画の面から進めていく上での基本方針であるというふうにお示しして、以下、二つの役割をお示ししているところでございます。

2 ページに移りまして、(2) 位置付けでございます。図解でもお示しをしておりますが、本市の総合計画と大阪府のマスタープランに即して定め、また、本市の分野別計画との整合を図りながら、このマスタープランを定めることになってございます。以下、(3) 目標年次でございます。概ね、平成36年、2024年としてございます。

下段に注釈を各ページに入れさせていただいております。現段階で整理のつく項目を可能な限り入れさせていただいている状況でございますので、このあたりの文言と、それから、アスタリスクの番号であったりとか、そういったところは、今後、きちっと精査をして修正をさせていただきたいというふうに考えております。

恐れ入ります。3 ページをご覧ください。3 ページには構成としまして、序章から終章までの構成をお示ししております。

続きまして、4 ページ。第1章、吹田市の現況でございます。1 番目としまして、本市の特徴としてお示ししております、本市の特徴は、以下、5 項目にわたって、お示ししております。

一つ目が4 ページ、(1) 交通利便性の高い都市。めくっていただきまして、5 ページ、(2) みどり豊かで都市基盤が整った都市。6 ページ、(3) 住宅を中心とした複合型都市。7 ページお願いいたします。(4) 文化、学術、研究、医療環境が充実した都市。(5) 地域ごとに異なる魅力を有する都市ということで、いろんな広域的な本市の特徴に加えまして、本市の中のさまざまな地域のさまざまな顔というところを意識した、そういう5 番目の特徴としてお示したところでございます。実は、この今、万博記念公園と四角囲みでお書きしているところ。実は、ここに万博記念公園のお写真を入れる予定をしておるんですが、許諾の関係で今もってまだ入れられてない状況でございますので、このあたり、写真の、ほかの写真も含めまして、きちっと今後精査してまいりたいというふうに考えております。

恐れ入ります。8 ページをお願いいたします。2 番としまして、本市を取り巻く主

な動向としまして、一つ目に社会経済情勢の主な動向をお示ししております。原案からの修正箇所としまして、実は、先ほど、市民意見にもございました、地方創生の流れをきちっと汲むべきじゃないかということで、そこの赤線でお書きしているところ。

(1)の下から4行目でございます。全国的に、人口減少や少子・高齢化の傾向が大きくなると予測されており、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化など市民生活を取り巻く状況は変化しています。こうした中、国において、急速な少子高齢化の進展への対応や人口減少に対する歯止めなど、将来にわたる日本社会の活力維持に向けた取り組みが進められていますということで、社会経済情勢の一環として、新たに付け加えさせていただいております。

それと、8ページの一番最後の行の、一番左端なんですが、お手元の本日机上配付資料にもお示ししているんですが、移譲という言葉、移る、譲るとお書きしてるんですが、正確には権限を委譲を受けるということですので、委ねる、譲るという形で誤植がございましたので、修正をお手元の資料のほうでさせていただいております。申しわけございませんでした。

9ページをお願いいたします。9ページの冒頭、落丁がございまして、お手元のペーパーでは2枚目の裏面になるんですが、9ページの冒頭、一番上に「(3)都市計画に関連する施策の主な動向」という言葉が落丁しておりました。誠に申しわけございませんでした。ちょっと印刷の不調で文言がそのまま飛んでしまいました。この項目におきましては、見直し方針の頃から整理してまいりました、市街地整備の状況、都市計画道路の整備の状況、都市計画、土地利用誘導に関する見直しなど、あるいは、地区計画の地域特性に応じたルールづくりの進展などをご紹介しているところでございます。あくまで、主な動向でございます。

10ページをお願いいたします。10ページの冒頭につきましても落丁がございまして、お手元の資料3枚目の表面、10ページのところに、「3、市民の意識」という言葉がございまして、これもそのまま抜けてございました。誠に申しわけございませ

ん。

市民の意識としまして、お示ししているのは、平成24年に実施しました市民アンケートの結果でございます。ご覧の18項目のテーマに対して、重要テーマとしての関心度と満足度をグラフ化したものでございます。ここで修正をさせていただいてますのは、実は、以前の書きぶりですと、重要テーマとしての選択率が高い低いという縦軸の項目が選択率という言葉を使っていたんですが、一般的に市民の皆さん、お聞きいただくには関心度という言葉にしたほうが、よりわかりやすいのではないかとということで修正をさせていただいております。これでいきますと、赤でお囲みをしているところですね。現状に対する満足度が低い上に関心度が高い項目としまして、歩行者・自転車の空間整備、高齢者向けの住宅サービスなどが市民の皆さんの非常に関心の高い項目として挙げられるということで、分析結果をお示ししているところでございます。

続きまして、11ページ以降はそれぞれの個別の結果でございます。実は、余白もございますけれども、もう少し文字を大きくお示しができるように、今後精査、修正をさせていただきたいというふうに考えてございます。11ページが現状に対する評価、12ページが今後重要と思うテーマの積み上げでございます。13ページでございますが、こちらは定住意識でございます。74%の方が住みたい、住み続けたいと思ったださっているという現状でございます。

それでは、14ページをお願いいたします。これら、社会経済情勢、上位関連計画、施策の動向、市民の皆さんのアンケート結果を踏まえまして、課題として6点お示ししています。一つ目がまちのにぎわいや活力、二つ目が快適な暮らし、15ページに移りまして、(3)としまして、インフラの整備・更新に関する課題、(4)としまして、安心・安全、(5)環境問題、(6)まちづくりの進め方ということで、非常に、まちづくりの進め方という項目については、先ほどのアンケートでも、どちらとも言えないという方が多数いらっしゃったという現状、我々のPR不足、受け皿となる制

度が不足しているというところも認識しているところでございます。

それでは、16ページをお願いいたします。第2章、基本理念と将来像でございます。一つ目、まちづくりの基本理念としまして、現行のマスタープランの基本理念を踏まえながら、1番目としましては、暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくりとしまして、住みたい、住み続けたいと思ったださるようなまちづくりを目指す基本的な考え方をここに整理をいたしております。

二つ目の項目でございます。誇りと愛着の持てる活力あるまちづくりということで、さまざまな都市機能が集積した複合型都市という側面を本市は持っておりますので、そういった面をきちんと生かすという二つ目の理念としてお示しをしているところでございます。

それでは、17ページをお願いいたします。2番、都市空間の将来像でございます。このマスタープランの長期的な目標として、目指すべき都市空間の将来像をお示ししているところでございます。17ページは(1)地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成ということで、拠点市街地には、都市拠点と地域拠点と2種類の定義をいたしております。都市拠点というのは、商業・業務を初めとするさまざまな都市機能が集積し、市民や企業の活動が活発に展開される場ということで、その下段の注釈にもお書きしておりますが、広域的な機能を担う拠点として、都市拠点、それ以外の鉄道駅周辺を地域拠点として、お示ししているところでございます。都市拠点のうち、現行から比べますと新たに岸辺駅周辺を都市拠点として位置付けをしているところでございます。

また、18ページへ移りまして、(2)都市間・拠点市街地間のネットワーク形成ということで、道路軸、鉄道軸によるネットワーク形成。それから、(3)人と自然の共生空間の形成をお示しし、お手元の資料で19ページのところにそれらを図示した都市空間の将来像図をお示ししているところでございます。

恐れ入ります。ちょっとご説明が漏れておりました。16ページにお戻りいただけますでしょうか。暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくりの3行目後段か

らですが、ご意見にもあったように、長期的な低炭素社会の実現というのを踏まえるべきじゃないかというところのご意見を踏まえまして、もう一度検討しまして、環境を基盤とした持続可能なまちづくりということで、環境をベースにしたまちづくりを進めていくということをお示しする、理念でもお示しするとともに、ちょっと、ご説明が飛ぶんですが、37ページをご覧いただきたいんですけども、37ページ、環境まちづくり方針の2行目後段でございます。ここにも環境基本計画に基づき、環境を基盤とした持続可能なまちづくりを総合的に推進してまいりますというような文言を原案から修正をさせていただいているところでございます。

2章までのご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉田会長 そうしましたら、各委員からご意見、ご質問を出していただきたく存じます。今、都市整備室の清水主査があたかも自らの提案のように言っておられますが、もちろん、これは常務委員会、すなわち、この審議会の小委員会としての常務委員会のほうで、パブリックコメント等々も反映した形で、こういう改定案にしたいと、こういう原案にしているということです。その限りにおきましては、常務委員会以外の議員委員からご質問、ご意見等をお出しいただきたくお願いを申し上げます。いかがでしょうか。事前配付もさせていただいておりますので、ご検討いただいているかと存じます。ご忌憚なく、ご意見をお出しいただきたく存じます。

はい、お願いたします。

○A委員 議員からということで、ご指名ありましたので。

一番最初のほうに書いてありますように、2ページですか。そこで、都市計画マスタープランの位置付けということで、吹田市総合計画、北部大阪都市計画のほうはいいんですけども、吹田市に関して言うと、この総計が否決されております、何度か継続審議になったあげくに。そうすると、この総合計画を上位計画として持って、そのもとに整合性をとって策定される、この都市計画マスタープランが、どういう位置付けになるのかなというのが焦点にくると思います。私もかなり悩んだんですけども、

基本的には総計、ここでちょっと説明しとかなあかん。何で総計が否決されたかというのをちょっと説明しとかなあかんかもしれません。簡単に言いますと、3点ほどありました。

一つは、市のほうから、これは抜本的な見直しですという話をされました。抜本的な見直しをなぜ必要だったんだというところで、論点がちょっとかみ合いませんでした。抜本的な見直しの中の一つとして、7ブロック、実際には万博除く6ブロックですけれども、6ブロック構想っていうのを否定されているというのが、一つ、大きな変更点でした、地域計画においては。

議会のほうから指摘され、あるいは、継続審議になったのは、そもそも、改定されようとしていた総合計画を策定するときには、議員が審議会に入って、審議会の中で、議員も含めた形でつくられた。それを抜本的に見直しするのであれば、当然、その場合には議員も入るべきではなかったのかと、審議会に。ところが、新たな見直しをされた、抜本的に見直しをされた総計のほうの審議委員には議員は入っていないということで、これはどうなんだろうねという話になりました。この都市計画マスタープランを、そういういきさつで総計は否決されたんですけれども、都市計画マスタープランは、私自身は新しい改定版を作られたほうがいいのかと思ってます。整合性の問題、云々かんぬんあるにしても、吹田市の具体的なハード面における一つの指針は持たなきゃならんだろうということが一つあります。

それと、もう一つは、7ブロックというのが本当に生かされてきたのかというのがあるんですね。7ブロックと確かに言うんですけれども、例えば、図書館一つにしても、ここが7ブロック構想の中では図書館整備されてませんねということが計画の中では示されておりながら、当初の計画に全くなかった山田の青少年のところに、図書館を整備するとか。いえば、市長自身が、前の市長ですけれども、都市計画マスタープランないし、総合計画の7ブロック構想というのをどこまで認識されてやっておられるのかというのもあったし、これからに向けて言えば、前向きにつくるのであれば、

やったほうがいいのかな。そんなふうに考えて傍聴もさせていただきましたし。今、これは取りまとめていかないとどんどん時代遅れのマスタープランをもってやるということになるので、それは好ましくないだろうと。こんなふうに考えております。

以上です。

○吉田会長 それにつきまして、我々、こちらの常務委員会でもちらっと伺ってもいて、対応を議論いたしました。総合計画、この2ページの位置付けのところに出ている総合計画。その否決と継続審議という、これが固まっていない限りは我々のところを動きにくいなということは基本的に我々、確かに受け止めましたが、そうであるなら、それを理由として、10年経った、この段階での都市マスといわれる、これを様子見にしようかというわけにもいかないだろうということで、原版、10年前に作られたものについて、現時点でやはり修正、相応に。ここでの議論としては、やっぱり、すべきで、改めて、総合計画が継続された後、新たに出てきて、それが私ども、今、提案させていただいている改定案、これをご了承いただいたとした場合、その修正が必要ということが生ずるかもしれない、当然ね。それは、そのときに、そういう形で手続に乗せていただければよろしかろうということで、これを改めてやっぱり提案させていただこうという、いわば、判断をしてご提案申し上げているということをとりにあえずの答弁とさせていただきますかと思っております。

いかがでしょうか。ほかに、ご意見等、ございましたら。

パブリックコメントというような形、この案に即してとらせていただいております、それに基づいてお手元の、机上配付というような形で赤字修正をさせていただいたもの、これが本日の議案5号のさらなる修正版、これが原案です。それを受けていかがでしょうか。さらに、こういう修正、こういう書き足しが必要ではないか等々、ご忌憚なくご意見いただければと思います。

実は、冒頭、事務局のほうから出ておりましたように、枠組みそのものを10年前のものと同様に修正をさせていただこうということ。その中身を10年前のものを生

かしつつ、タイトルを変えたり記述を変えたり、当然してまいっております。その限りで3章以下10の見出しをつける形。今、話題にも出ている7ブロック枠組みでということ、10年前に作られていたわけですが、そうではなく、課題ごとと言ってもいいようなということで、組み直したほうが吹田市の各住民が抱える問題解決、住民の人権実現、住民の生活改善、その長期計画、基盤計画、支配的設計には有用であろうという判断で、3章10項目見出し、9項目見出しで、まちづくり方針を打ち出すということ、いいだろうということ、パブリックコメントもいただいて、こういう文案、こういう資料を付けたものにしようということでご提案申し上げるわけですが、3章から終章にかけても、ご説明いただいて、場合によって、1章、2章に戻っても構わないと思いますので、ご説明、じゃ、続けていただいてよろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○清水主査 それでは、議案の続きのご説明をさせていただきたいと存じます。20ページをお願いいたします。

先ほど、会長から、ご紹介いただいたとおり10項目に、テーマ毎にしますと9項目にテーマを再構成いたしております。第3章、まちづくりの方針、1番目が土地利用誘導の方針でございます。こちらが用途地域であったりとか、地域地区といわれる都市計画を定める際の方針でございます。基本的な考え方に続きまして、住宅系市街地、ページをめくっていただいて、21ページ(2)として商業業務系市街地、(3)工業系市街地という形でそれぞれの特性に応じた方向性をお示ししております。以後、まちづくりの方針の基本的な構成なんです、文字できちんと方針をお示しして、それに関連する図解を右のページにお示しをするような、そういう構成にさせていただいております。右のページ、お示ししているのは、類型別土地利用図ということで、工業系、商業業務系、住宅系を分類した図解でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。2、都市施設の整備方針ということで、お示ししております。基本的な考え方の3段落目でございます。「また」以降、

既存の都市施設については、長期的視点に立った計画的な維持管理・更新により、適切にその機能の保全を図りますということで、インフラの整備・更新に関する課題への対応をここにお示ししております。

24ページに移りまして、まず、2-1道路・交通施設でございます。先ほどの市民アンケートでも非常に関心度の高い、歩行者、自転車の安全確保、そこにつきましては、(1)歩行者や自転車等の安全で快適な交通の確保、それから、合わせまして、(2)都市活動を支える道路ネットワークの形成ということで、都市計画道路網の未整備区間の計画的な整備等について、お示ししております。

この24ページの(2)の下から2行目、既存道路については、のところに良好な状態を保つように努めるということで修正をさせていただいております。修繕等というのが後に出てきます補修という言葉と重複をして非常にわかりづらいというところがございましたので、あらゆる面で良好な状態に努めるということで一部修正をさせていただいております。

25ページをお願いいたします。こちらも説明会等を通じまして、たくさん、ご意見いただいた項目でございます。(3)公共交通等の整備及び利用促進でございます。お示しをしている右ページは都市計画道路等の配置図でございます。黒でお示しをしている都市計画道路は既に完了済み、白抜きのものが都市計画決定のみで未整備でございます。破線になっているものが現在事業中の路線でございます。このあたりの事業の進捗状況などについてもたくさん、ご質問をいただいたところでございます。

27ページをお願いいたします。2-2公園・みどりでございます。こちらにつきましては、(1)都市公園等の整備等の一番頭にお書きしております、みどりの基本計画というのが、第2次みどりの基本計画が平成23年に改定をされておりますので、そちらに沿って、みどりのまちづくりを推進していくということをお示ししております。以下、みどりの保全と創出、みどりのネットワークの形成ということでお示ししております。右側にお示ししているのが、衛星写真から分析しました、緑被の現況

図、平成25年4月現在のものがございます。これによりますと、吹田市全域の緑被率は26.1%でございます。

29ページをお願いいたします。2-3水道・下水道・河川ということで、水道施設を都市計画として進めた事例というのは本市にはありませんが、水循環基本法なども施行されている中、水道と下水道、河川を通してお書きしております。(1)が水道施設、(2)が下水道施設の整備、(3)が総合的な雨水対策、(4)としまして、河川の機能等の向上と水辺空間の活用ということで、特に、(3)の総合的な雨水対策につきましては、実は、各会場でそれぞれの地域の浸水被害の状況なども切実なご意見として頂戴しているところでございます。右側が、その雨水施設の整備状況図でございます。平成25年度末現在のものですが、雨水レベルアップ区域などもお示ししているところでございます。

31ページをお願いいたします。2-4、その他の都市施設としまして、(1)廃棄物処理施設、既に平成22年に資源循環エネルギーセンターが竣工しておりますので、今後の適切な維持管理というのをお示ししております。同じく(2)火葬場施設につきましても、やすらぎ苑が既に改装済みでございます。(3)小・中学校、(4)コミュニティ施設を初めとする公共施設等ということで、お書きしております。

33ページをお願いいたします。市街地整備の方針としまして、基本的考え方に続きまして、3-1重点的に取り組む地区ということで、1番目、吹田操車場跡地及び岸辺駅周辺、2番目、おおさか東線新駅周辺、南吹田駅の新駅周辺です。それと、千里山駅周辺ということでお書きしております。3-2としまして、市街地開発事業の点検・見直しという項を新たに追加をいたしております。これは本市において、市街地開発事業で唯一未整備のもの、未着手のものが岸辺駅の南側に土地区画整理事業が45年にわたり未着手の状態でございます。こちらについては、必要に応じた見直しの検討というのをお示ししているところでございます。

恐れ入ります、35ページをお願いいたします。4、災害に強いまちづくり方針と

ということで、基本的な考え方に続きまして、4-1市街地の防災性向上、4-2協働による減災まちづくり、4-3としまして、災害復興への備えというのを新たにご提案をしております。右側にお示しをしているのが、本市の防災ハンドブックにもお示ししている資料なんですけど、上町断層帯の活断層が動いて、阪神淡路大震災クラスの地震が襲った際の全壊される建物の予測図でございます。これにつきましては、下段の右のほうに※印で赤、もしくは青でお示ししているんですけど、予測結果の前提条件をお書きしております。実は、これだけお示ししてましたら、説明会でもそうだったんですけど、赤になっているところが、どうして赤になったのかがわからないというようなご指摘もいただきましたので、ちょっと注釈を追加させていただいております。

恐れ入ります。37ページでございます。先ほどもご覧いただきました、環境まちづくり方針でございます。環境基本計画、これがちょうど平成26年3月に第2次環境基本計画が改訂されておりますので、そちらと整合を図っております。環境を基盤とした持続可能なまちづくりの総合的な推進をお示ししております。5-1が環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の転換促進、5-2健康で快適な生活環境の保全、5-3快適な都市環境の創造ということで、5-3には、先ほど、ご紹介したようなアセスメント条例のことにも記述をしております。右ページが平成23年に作成しました、夏季の熱画像の状況でございます。

39ページをお願いいたします。6、景観まちづくり方針といたしまして、平成19年に既に本市は、景観まちづくり計画というのを策定しまして、景観法に基づく施策に取り組んでおりますので、それらと整合を図る形で修正をいたしております。6-1地勢を生かした、潤いのある景観の保全と育成、6-2地域の景観資源の保全と活用、6-3調和とめりはりのある景観の創出と育成ということで、右ページには景観資源マップをお示ししております。

41ページをお願いいたします。7、安心のまちづくり方針ということで、基本的な考え方に続きまして、7-1福祉のまちづくりということで、高齢者介護保険事業

計画や障がい福祉計画などとの関連性。それから、そういった高齢者、障がい者の住みなれた地域で生活を継続できるようなサービスなど、あるいは、3段落目でございますけれども、子育てしやすい環境づくりというものをお示ししております。

続きまして、7-2 バリアフリー化の推進ということで、こちらもたくさん説明会等でご意見を頂戴したところですが、右のページにお示しをしております、バリアフリー基本構想重点地区は、お手元の議案書では重点地区のままになってるんですが、本日も机上にお配りしたものに、最後のページにお示しをしております、重点整備地区と、以前お示した資料では、この整備という言葉、きちんと入れておったんですが、今回、ちょっと、落丁してございまして、整備という言葉がここに入るというのが正式名称でございます。申しわけございませんでした。

バリアフリー基本構想重点整備地区に基づいて、法に基づく整備を順次進めているところでございます。41 ページ7-3 犯罪や事故の起きにくい市街地環境の整備ということで、夜間照明や見通しのよい空間構成の工夫などについて、お書きしているところでございます。

では、43 ページをお願いいたします。8、拠点市街地のまちづくり方針としまして、今回、新たに構成をさせていただいております。まず、8-1 都市拠点でございます。冒頭、都市空間の将来像のところでお示しをした都市拠点、JR吹田駅周辺、阪急吹田駅周辺、江坂駅周辺、岸辺駅周辺（岸辺駅及び正雀駅周辺）、それと、万博記念公園周辺という5カ所の都市拠点について、その方向性をお示ししております。

45 ページをお願いいたします。8-2 地域拠点としまして、以下、8カ所。その他の鉄道駅周辺の方向性、方針について、お示ししております。

47 ページをお願いいたします。9、地域特性を生かしたまちづくり方針ということで、冒頭の吹田市、本市の特徴の中でもお示ししておりました、いろんな顔が吹田の中にもあるというご紹介をさせていただいたんですが、当然、それぞれの特色に応じた、地域の特性に合わせた、生かしたまちづくりというのが進められるように、そ

それぞれの特性をおまとめしております。9-1 戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくり、以下、9-2 計画的に開発された地域のまちづくり、千里ニュータウンと続きまして、9-5 まで、主に住宅系市街地についての記述でございます。9-6 としまして、48 ページでございます、学術・研究、健康・医療のまちづくりでございますけれども、大阪大学と5 大学1 研究機関、合わせて、吹田操車場跡地で今、医療クラスターの形成を目指して取り組んでいるところでございます。

そのあたりの方針をお書きしておるんですが、1 点、原案でお示したときからの修正というか、脱字なんです、下から2 行目の一番右端、循環器病という「病」が抜けてございました、申しわけございませんでした。合わせまして、47 ページ、少しお戻りいただきたいんですが、9-1 戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくりに千里丘というのが、これも脱字でございました。地図のほうでは、きちんとこのあたりお示ししておるんですが、文字として抜けておりました。申しわけございませんでした。

恐れ入ります。49 ページをお願いいたします。9-7 としまして、大学の立地する地域のまちづくり。こちらは、先ほどご紹介した5 大学1 研究機関、民博を含めまして、大学のあるまちづくりを進めていくということをお示ししております。また、9-8 文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくりということで、万博記念公園周辺の方向性、それから、9-9 幹線道路沿道地域のまちづくりということで、幹線道路沿いの、ロードサイドのにぎわいなどもお示しをしております。

9-9 でございますけれども、下から4 行目、都市軸と、もともとお示しておったんですが、実は、定義が広域軸や地域軸という、正式な定義に原案のときから修正をさせていただいております。

恐れ入ります、50 ページ、工場のある地域のまちづくり、9-11 としまして、大規模な公園・緑地周辺地域のまちづくり、9-12 としまして、河川周辺地域のまちづくり、9-13 が農地の残る地域のまちづくりをお示しをしております。9-

12のところに、糸田川の写真をお載せしてるんですが、ほかにも何か所かあるんですが、これは市民の方からいただいた写真を掲載させていただいております。

続きまして、51ページをお願いいたします。以降、テーマ別にこれまでお示した方向性、方針というものをお住まいの皆さんにとっては、お住まいの地域の周辺がどうなのかというところが最もご興味のある点だと思いますので、今までお示したテーマ別、施策別というものをできる限り地図に重ね合わせたものでございます。基本的に五つ。紙面の関係上五つに地図をお分けしているんですが、できる限り、切れ目が生じないように、ラップをさせるような形でお示ししています。51ページが阪急吹田、JR吹田、岸辺駅周辺。右側には、航空写真で同じ範囲をお示ししております。

おめくりいただきまして、53ページ。10-2江坂・豊津・南吹田周辺。55ページ、千里山・佐井寺周辺。57ページ、山田・千里丘・万博記念公園周辺。59ページ、千里ニュータウン周辺ということで、少し、このあたりの図解もまだ見やすさをもう少し、精度を上げていく必要があるかと思っておりますので、そのあたり、今後、精査をさせていただきたいというふうには考えております。

それでは、61ページをお願いいたします。終章でございます。都市計画マスタープランの推進に関わりまして、1、協働によるまちづくり、これは現行にもお示していたところでございます。2番目としまして、新たな制度、地区まちづくり構想の策定について、お書きしております。こちらにつきましては、地域の地区計画といったルールづくり、地域住民の方々が発意でされるルールづくりをお手伝いさせていただく中で感じたところなんですけど、実は、そういうルールっていうのは、一方で都市計画による強制的な権利制限にも関わりますので、住民の皆さんがお話し合いをするには、かなり、いきなり権利制限のお話になってしまうということが高いハードルでございます。

ある地区で、当初は地区計画というルールづくりに取り組んでおられたんですが、一歩立ち戻って、実際、どういう住まい方が今後したいのか。この町をどう持ってい

きたいのか。この街区をどういうふうにしたら、我々住みよくなるのかというところに、一旦議論を戻されて、例えば、ごみ出しのことであったり、不法駐車のことであつたり、そういう都市計画的なルールよりも、もっと大きな範囲でのお話し合いに、範囲を広げられたというのを見せていただく中で、やはり、そういう構想ビジョン、あるいは、方向性、方針みたいなもの、憲章とでもいいますか。そういったものを地域の皆さんでおつくりをいただくような受け皿がやはり必要なのではないかと。その受け皿をきちんとつくっていただいた上で、都市計画的なルールづくりにつなげていただくという、制度枠組みを今回、ご提案しております。

62 ページのところ、2-3 都市計画マスタープランへの位置付けとお書きしているところでございます。そこの四角囲みで地区まちづくり構想の発意・検討段階では、地域の皆さんで共有できるような地区まちづくり構想案を策定していただき、そのときに、我々当然職員も含めまして、専門家の派遣などもさせていただくものと考えております。中ほどの四角囲み、位置付けでございます。当然、都市計画マスタープランに位置付けていくということになりますと、本審議会にお諮りをするということになろうかと思えます。こういった地区について、順次、位置付けをして、どんどん成長するようなマスタープランにしたいというふうに考えております。

展開段階でございます。そういった一定の合意したビジョンに基づきまして、具体的な都市計画のルールづくりというのを継続して進めていただけるよう、我々も一生懸命支援をさせていただきたいということで、これは全市域的に、網羅的につくるというものではなくて、街区単位、小学校区単位、自治会単位でも結構なんです、そういう発意のあるところにお邪魔をしていって、つくっていくというイメージでございますので、各地区のご事情というのがそれぞれ違う中では、あまり画一的な手続というよりは、それぞれの地区の特性に合わせながら、オーダーメイドでつくっていただけるように努力したいというふうに考えて、ここではあくまで、制度創設といったところをメインにお書きしております。

最後でございます。63ページをお願いいたします。まちづくりの評価と見直しでございます。原案からの修正箇所としましては、2段落目、「しかしながら」以降でございます。一方で目標年次である平成36年までの10年間に社会経済情勢の変化や上位関連計画の改定、新たな制度への対応など、見直しの必要性が生じた場合には、長期的な目標との整合に留意しながら、適宜見直しを行うものとし、ということでお書きしています。このあたりが、国で毎年のように立地適正化であったりとか、先ほどの総合戦略といった、新たな制度枠組みが打ち出されている中で、本市としても的確に対応できるように、こういうようなお書きの仕方をさせていただいております。議案第5号のご説明は以上でございます。

一点だけ、もう1カ所落丁がございました、申しわけございません。48ページでございます。下段の左手に国立循環器病研究センターの写真を載せているんですが、その説明書きに研究という文字が抜けてございます。正しくは、国立循環器病研究センターでございます。誠に申しわけございませんでした。

以上が、議案第5号のご説明でございます。よろしくご審議賜りまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 先ほど、前半部分、2章までということで、今、3章9テーマに即して、後半部分をご説明をいただきました。これもまた、常務委員会のほうで、文言、構成を含めて、パブリックコメント等も踏まえて、修正を施してご提案申し上げます。なお、例えば、今の48、49のところ、大学の写真で関大あたりを使わせてもらおうと思ってるけど、関大からまだゴーサインがないということのようですが、写真も当然、差し替え、あるいは、よりきれいなものにするというふうなこと、これ留保させていただいて、最新のものに変えていくということもお含みおきいただいた上で、文言、構成等について、重ねて、とりわけ、議員委員にご質問、ご意見、いただきたく思います。いかがでしょう。

○B委員 まず、27、28ページの2-2公園・みどりのところなんですけれども、

この地図のところの吹田市全域の緑被率26.1%というところがあるんですけども、この横に吹田市は、あんまり書きたくないかもしれないですけども、30%という目標を掲げているので、それは明記すべきじゃないかなと。みどりの基本計画でも位置づけられておりますので、目標値を明記するべきではないかなというのと、これから、吹田市が特に南部地域が緑が少ないので、重点地域みたいなものを指定して、整備していくというのを聞いていますので、そういうのも、この本文の中に書くべきではないかなと思います。次に、33ページ、34ページの市街地整備の方針のところなんですけども、3-1の重点的に取り組む地区のところの②のおおさか東線の新駅周辺のところなので南吹田地域なんですけども、これは確か、住民とJRの方が話し合っただけで南吹田駅で、地図とか全部、西吹田駅になってるんですけど、住民とはもう南吹田駅でほぼ合意というか、なってるというふうに聞き及んでいるんですけども、これ、ずっと全部西吹田駅で、これをもし作成されると10年間、この西吹田駅というのがあるので、ちょっと地元の人が勘違いをされるので、もう平成30年には開通するというので、もし、JRとの話し合いもあると思うんですけども、(仮称)南吹田駅としたほうが、各地図上でもしたほうが誤解がないんじゃないかなというのをちょっと思います。

次に、41ページ、42ページ。安心のまちづくりの方針のところなんですけども、7-1の福祉のまちづくり。これは私、12月議会で意見述べさせていただいて、入らせていただいて本当にありがとうございます。一つ、子供にとっての快適で安心して伸び伸び遊び、子供のところですね。それが今、子ども・子育て審議会というのを吹田市が行っていると思うんですけども、間もなく、その審議というか、答申といいますか、方針みたいなのが出てくると思うんですけども、それに即した整備というのを文言として入れたほうがいいのではないかと。

○吉田会長 具体的には。

○B委員 具体的にはというか、その子ども、何て言うんですかね。国からそういう

国、子どもの施策の自治体としての方針みたいなのを立てなさいというふうに、降りてきてると思いますので、それが子ども審議会でも、吹田市の中で話し合われてまして、間もなく、子ども計画みたいなものになると思うんですけど、それが出てくると思いますので、それに即した整備を進めるという文言を、この文章の中に入れてほうがいいのではないかなというのは、私の意見です。上のほうで、高齢者の計画、障がい者福祉計画など、関連する計画に基づきというのも入ってますので、子どものところも、その計画に基づきという文章を入れたほうがいいのではないかというふうに思います。

私の意見は以上です。

○吉田会長 3カ所ご指摘をいただいているんですが、いかがでしょう。こちら、常務委員の方々、相応に対応すべきなのかなというところもあるんですが、まず1点目、33ページの括弧書きの西吹田駅仮称というところを、南吹田駅仮称というふうにしたほうがよかろうというのはいかがなんでしょう。私ども把握してないところもあって、どうぞ。

○武田参事 都市整備室の武田でございます。

南吹田の駅につきましては、今、委員ご指摘のように、地域、それから、都市計画の名称につきましても、こちらの審議会でも、例えば、駅前を通ります道路を南吹田駅前線というふうな名前でも都市計画名称を変えたりとかできることにつきまして、それから、JRのほうに要望いたしますとかというお話はさせていただいているんですが、駅の名称そのものは、まだ、仮称という状況でございます、書く限りは、仮称というのを頭につけて、どうしても、西吹田駅という公表されたJRの施策名になっております。JRのほうでも当然、認識はされておりますので、地域のほうも。それから、都市計画のほうでも、こういう南吹田という形で、今までできておりますので、開業時にはそういった駅名になると思うんですが、現時点で、都市計画の図書で正式名称を書くなら、やっぱり、仮称という形で西吹田駅となると。逆に、もうそれを抜

いて、新駅というふうな書き方をさせてもらうかというようなこととか、いろいろ検討はしたんですが、逆に、JRのほう、もしくは、東線のほうのホームページなんかの公式のほうではまだまだ（仮称）西吹田駅となっておりますので、ここは計画期間中に駅が開業するのは見えておりますが、こういった表現で今のところは書かせていただいています。ただ、注釈のほうで、仮称、駅名のついている経緯とありますが、そのあたりをできれば少し書かせていただこうかなというふうに、考えております。新駅というところで、その下に注釈で南吹田の計画されている西吹田駅のあたりの紹介を、今本文では、ちょっとここまで書けないんですが、注釈で対応させていただこうかなと思います。

○吉田会長 いかがでしょう、B委員。公的に。

○B委員 地域の方々が南吹田駅にしてほしいという要望出されているので、多分、JRも別に構わないですよというような話になってるので、そこだけ、ちょっと誤解を与えて、地域の方が気悪くしちゃったらね。そうやって、話し合ってるのにここで西吹田駅で明記されてるって、これどういうことやというようなことになるかも。

○C委員 西と南だけの話じゃなく、もっとほかの名前もいっぱい出てるわけです。

○B委員 出てるんですか、ああそうですか。

○C委員 ここは決める場所じゃないと思います。

○吉田会長 そうですね。仮ってということで、JRのほうでとりあえず、そういう西っていう用語をとりあえずの案としては出されているという限りでは、それに則って、ここは書かざるを得ないのかなということですのでさせてください。

○B委員 はい。

○吉田会長 じゃ、そういう対応で。ちょっと、順番。重ねて。

○清水主査 ちょっと前後しましたけども、今、委員ご指摘いただきました。

○吉田会長 そうやね、これ、順番間違えた。

○清水主査 28ページでございます。緑の緑被現況図。委員ご指摘いただいたとお

り、みどりの基本計画では目標値30%でございますので、このあたりの記述、みどりの基本計画に基づいてという方針のもとでのお示ししている資料ですので、そのあたりを何らかの形でお示ししたいというふうに考えております。合わせて、重点地域というご指摘ありました。この28ページご覧いただいたら、現時点での緑がやはり北に寄っていると。当然、万博記念公園もでございますので、現実には、今ある緑です、民有地も含めまして。ですので、そういう意味での南のほうが実は、安威川とか神崎川沿いというのも豊かな緑があるんですが、総じていうと、やはり、南のほうがということで、みどりの基本計画の中では一定重点地区みたいなところも視野に入れてということをお書きしておるんですが、今、本文に書いてはどうかというご提案をいただいたんですけども、実は、みどりの基本計画も来年度、再来年度ぐらいにまた見直す予定をしておりますので、そういう意味でいきますと、本文にお書きしてます、みどりの基本計画に基づきということで、このあたりの緑の施策ときちっと手をつないでやっていくというところのお示しのほうが恐らく、みどりの基本計画との整合というのは、今後の10年間図っていけるものと考えておりますので、そのあたりは、きちんと整合を図っていきたいというふうに考えております。

今度41ページの安心のまちづくり方針ということで、今、委員ご指摘いただきました子育てしやすい環境づくりということで、実は、担当部局とも随分、調整をさせていただきまして、そもそも子育て施設を都市計画でつくったことがないものですから、担当部局も頭をひねりまして、子育てしやすい環境づくりということでお示しをしているところです。今、現在進行形で、そういう審議会、審議というか、検討をしているというのはお聞きしてるんですが、現時点でもって、ここに反映させるところでいくと、なかなか時点的に間に合わない部分もあろうかと思ひまして、一定、どういう方向性であろうとも、子育ての施策というのは、この中できちんと整合していきますよという、少し、ふわっとした文章でおさまっているのが現状でございます。ですので、今後もそういった施策とのきちんとした連携という意味では、この安心のま

ちづくり方針のもとで進めていくという認識はさせていただいてるところですので、
済みません、正式名称、その計画がどういったものになるのかというのは、ちょっと
今手元にはないんですが、その具体名を書くというところまではなかなか現時点では対
応が難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○吉田会長　ということで、3点ご指摘いただいた点についての対応、B委員よろし
いでしょうか。

○B委員　最後のところの。

○吉田会長　41ページ。

○B委員　はい、41ページの子育てのところですね。これたしか、子ども・子育て
支援法というか、新法が4月から施行されるところでは、吹田市としても、もう決ま
るのではないかなというふうに思いますので、それがまだはっきりわからないから入
れられないというところはちょっとどうなのかなというふうに思うんですけど。

○吉田会長　そこまできてるんであれば、7-1の記述上、高齢者についての鍵括弧
つきのもので似たような、子育て関連の上位計画というか、法制度枠組みがもし確定
しているんであれば、入れたほうが確かなによろしいかなという気がしますが、どうで
すか、事務局のほう。

○武田参事　都市整備室、武田でございます。

今のお話、所管のほうと、子育てのほうと調整しまして、文言を追加できるような
形で進めたいと思います。

○吉田会長　ありがとうございました。ほかに、ご意見、どうぞ。繰り返し申し上げ
ておりますが、都市計画20年枠組み、これを10年たった現時点で、今年度中に、
この3月中に改定するという使命をこの審議会は受けているわけでした、冒頭の序章
のところ、この10年経った、この段階で、より市民にとってもわかりやすく、見
やすいような構成に直し、観点も一部修正、改善をし、その上では、先ほど、もう少
し見やすくするという形で11、12、13ページに出させてもいただいている、

これを文字を拡大する予定でもあるわけですが、市民にアンケートを2年前とったわけで、3,000人でしたかね。市民に無作為抽出でざっとアンケートをとらせていただいて、その結果を踏まえて、こういう見直しが必要だという見直し枠組みの再検討をさせていただいて、それに即して文言、項目ごと、ずらさせていただいて、こういう1章、2章、3章に組み直させていただいたということで、それぞれの資料を含めて、記述文言も含めて、改めてこういう形での改定版を出していこうということに、今、成りかかっているわけです。いかがでしょう。これで、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○D委員 1点だけ、35ページの災害に強いまちづくり方針の中で、吹田市の場合、耐震改修促進計画というのがあるんですけど。そういう文言をちょっと、協働による減災まちづくりの項に、これもまた見直しをされているんですけど、それはそれに基づいてという文言を入れられたらどうかなという気はするんですけども。

○吉田会長 耐震何計画でした。

○D委員 耐震改修促進計画。

○吉田会長 耐震を促進する。これは、国レベルの用語。

○D委員 吹田市です。

○吉田会長 吹田市にそういう計画があるということですか。

○D委員 はい。

○吉田会長 その用語は出てきてませんね、確かに。

○D委員 今、あれもたしか、見直しの時期にきてるということで、耐震改修促進計画のほうが、それに基づいて市のほうは進めてるんで、文言を入れたらどうかなという気がします。

○吉田会長 打ち込むとしたら、35ページの。

○D委員 4-2の。

○吉田会長 4-2ですかね。

○D委員 1行目の真ん中ぐらいですよ。

○吉田会長 はい。耐震化の推進という用語が出てくるんですが、そういう計画があると。あるいは、見直しているということであれば、そういう計画を明記したほうがいいとも思うんですが、いかがですか、事務局。

○清水主査 ご指摘のとおり、担当課と調整させていただいて、対応させていただきたいというふうに考えてます。

○吉田会長 じゃ、そういう対応をさせていただこうということによろしいでしょうか。

はい、他にございませんか。

はい。

○E委員 1点だけ。済みません、常務委員やってるのに、あれなんですけど。

22ページの類型別土地利用図っていう図があるんですけども。これは現況図という理解でよろしかったですよ。

○清水主査 はい。

○E委員 ですよ。これ、方針のところに出てくる土地利用図なので、タイトルを土地利用現況図とか土地利用状況図っていうふうにしておかないと、この方向に誘導するのかなというふうに見てしまうと思いますので、言葉を足していただければと思います。

○吉田会長 確かに、実は、用語で、28ページは現況という言葉を使ってまして、その次の30の雨水のところは状況っていう用語になってるんですよ。ここらはちょっと検討し直して、関連部局と。確認して、先ほどの30のほうも25年度末の雨水の現況だっていうふうについておられるわけですから。整備状況と書くべきなのか、雨水施設現況図にするか。ちょっとそこら辺、用語の統一みたいなことをお図りいただいたほうが。確かに、土地利用図といたら、土地利用をこういうふうにするのかっていうふうに誤解する可能性もありますので、ご指摘ありがとうございます。

いかがでしょう、他に。

どうぞ、F委員。

○F委員 最初の指摘の、6ページの将来人口推移と書いているんですけど、過去のものですよね、多分、記載されてるのが。

○吉田会長 将来人口推計のこのグラフですか。2012年3月段階での報告。

○F委員 平成22年で終わっているの。

○E委員 推計してない。

○F委員 将来じゃない。実際の数字ですかね、それとも、過去にあった将来推計なのか。ちょっと、その辺がよくわからないので。

○吉田会長 将来人口推計。ああ、これは。

○F委員 将来じゃないような気がするの、これは一つご指摘で。

○吉田会長 はい。ありがとうございます。ちょっと待ってくださいね。

どうですか。

○清水主査 申しわけございません。表記が誤りでございます。人口フレームの考え方としましては、常務委員会でも随分ご議論いただいたんですが、基本的に、都市計画の世界だけで、人口というのを、将来予測というのはなかなか困難なものですから、総合計画において、福祉、子育て、いろんな施策とパッケージで吹田の人口はこうなるという予測を実は、平成24年3月にそういう人口推計の報告書をお出ししております。実は、済みません、この文言が間違っておりまして、今、お示ししておるグラフは、過去のトレンドをお示しするものが正でございますので、表記を、錯誤があったということで、この辺、修正をさせていただきたいというふうに考えております。

○吉田会長 これは、どうなんですか。あと、10年後というようなことについての、何か予測データは出てるんですか。

○清水主査 その報告書においては、一定、平成27年ごろまでは微増傾向で、以後、だんだん減っていくという予測はされておるんですが。

○吉田会長 書いてあるな。

○清水主査 その住宅を中心とした複合型都市の、下から２段落目のところにお書きしておりますが、少子・高齢化の傾向も大きくなると予測されていると。一定、数字としては、報告書の中で上がっておるんですが、そういった各施策とのバランスなんかも含めると、お書きしているのは人口推移というところまでで、これまでの推移をお示しするというところで、これまで検討してきたところでございます。ですので、■の印で将来人口推計とお書きしているのと、グラフの下に括弧して、将来人口推計報告書(平成24年(2012年)3月)とお書きしているところは、下のほうは削除させていただいて、上のほうは人口推移というふうに修正をさせていただきたいというふうに思っております。

○吉田会長 いや、だけど、2015年ごろまでっていう以上にあと10年後くらいまでのデータというのは出ているんだとすれば、それをグラフとして示したほうがよくありません。

○清水主査 先ほど、委員のほうからご指摘ありました、総合計画の見直しにおきまして、一定の人口推移というのを、各施策を進めた場合には平成32年度にこれぐらいというお示しをしていたところでございます。その人口推計報告書の前提が総計を見直しをするということが前提でございましたので、ご紹介としては、本文の中でご紹介をしてるんですが、そのデータそのものを引用すること自体は、少し都市計画マスタープランの中では難しいのではないかとということで、人口推移、現行もそうだったんですが、人口推移をお示しして、その先を手にとっていただいた方に想像していただくような仕立てにさせていただいているというような現状でございます。

○吉田会長 なるほど。

というようなことで、ここをちょっとやっぱり修正させていただく必要があると。

○F委員 この文章の、将来人口推計についてはという文章は、何のエビデンスもない状態で、この文言が付くということになると思うんです。何かしら総合計画でも

3 パターンぐらいつくってましたよね、人口推計。どういう開発があったらこうなりますっていうのをつくってたと思うので、別に、向こうも示してたんですから、別に、その数字自体が嘘やったというふうには思わないので、何かしら記載するような形にするか、この文言をなくすかだけ考えたほうがいいんじゃないですか。

○吉田会長 なるほど。いかがですか。

○清水主査 ご指摘のとおりかと思います。報告書自体は、きちっと積み上げて検討したものですので、それ自体は当然誤りではないんですが、都市計画の世界だけで、人口フレームを決め切るというのが、なかなか、ちょっと、ここでは難しいものですから文章として、お示ししているものとの整合ですよ。

○吉田会長 はい。ということで、書き方は確かに難しいとは、総合計画関連というようなところもあるだろうしということですが、ちょっと、ご指摘いただいた、この記述ではまずいというのは、そのとおりだと受けとめさせていただきまして、あと、文言等を、こちらにお委ねいただければと思います。

ほかに、ご指摘まだあるようで。

○F委員 先ほど言っていたアンケートなんですけども。

○吉田会長 はい。11、12ページ。

○F委員 母数は千四百いくつになってるんですが、最後の三つ目のやつは、1,035なんですけど、これは回答に入れてないってことになるんですかね。

○吉田会長 どこに、1,035出てます。

○F委員 13ページのほうは1,035なので。

○吉田会長 あ、本当だ。13ページの下グラフの右側に括弧内1,035、こういう数字が出ているんですね。12ページは1,402。11ページにはそういう記述がない。括弧内はということ言うと。11ページの母数記述は。

○清水主査 恐れ入ります。13ページのところは、定住に関する意識の中でも住み続けたい理由として選択いただいたものですので、まず、定住の意向がある方が母数

として1, 035。ご回答いただいた方全体は1, 402人という形でございます。

○吉田会長 そうか。ということは、11ページも書いたほうがいいのか。11ページのほうの母数も1, 402ということですよ。ここ母数が違うのかって私自身も引っかかってしまったんですが。今言った1, 402の回答っていうことは、10ページの上に出ています。10ページの上、これ、表題が3という形で、表題を入れるべきところっていうのは、先ほど、机上配付のほうでご指摘させていただいた10ページの修正。すなわち、3、市民の意識っていうブルー地のそういうタイトルが載って、このアンケート報告が出ることになってまして、先ほど、三千ほどって申し上げましたが、3, 000に配付して返ってきたのが半分弱だったということ、ちょっと、私言い落としてますが、その話ですね。ご指摘ありがとうございます。

それで、ちょっとわかりやすいように、何か付け加えたほうがいいのか。母数は、最後のところ、減ってるのは、1, 035は住みたいと言ってくださった、その中でということ。

○F委員 あまり細かく分析してもあれなのかもしれないですけど、11ページのほうですかね。こういったものは地域別とか、多分、データとしては存在してるんだと思うんですけど。そういう、こうだからこうなんだよっていう、この地域はこういうふうにしていくべきだっていう根拠となるものになってきてるんだと思うんです。後の、そういう分析結果みたいな、出せないんですか。載せるとか、そういうことは考える気はないんですか。

○清水主査 今、この検討経過する中で、これの地域別の集計であったり、男女別、あるいは、年齢階層別、ライフステージ別というふうに集計をして分析してございます。その内容というのは、ホームページ等でもう既にお示しをしている中でございますので、この紙面の中では、主なものということで、それぞれの積み上げのものをお示ししておりますので、その資料としてお示しするものについては、別途、資料編といいますか、そういったものも含め、きちんとお示しをしていくような、そういう

ようなものでさせていただきたいというふうに考えております。

○吉田会長 それは何か、ここらのページに書き込むアンケート集計のところにか。

○清水主査 注釈として何か、これが本当にもっと多くのデータに裏打ちされたものであることをお示しすべきかなというふうには今感じております。

○吉田会長 そういうデータなんかも見ながら、実は、あれこれ議論してもいたんです。しかし、これに全部収録する必要はないということで、総論部分の見直しに当たって、主要には、そういった市民の方々のご意見を受けて見直しに取りかかっている。その資料として最小限のものだけ収録させていただいているので、そのことをあるいは、場合によって、そういった個別の、地域別、男女別、年齢別みたいな集計もアクセス、ご興味のある方には、こういうところにいけるといようなことをちょっと書き込むか、何か工夫させていただこうと思います。聞きたくなるなという方もおられようから、知りたいなという方もおられようから。

他に、いかがでしょう。

どうぞ。

○D委員 確認いただきたいんですけど、今、気がついたんですけど、7ページの写真の神崎川って書いてますよね。糸田川じゃないでしょうかね。

○吉田会長 え、そうなんですか。

○清水主査 申しわけございません。

○吉田会長 重要なお指摘をいただいて、ありがとうございます。

他に、いかがでしょう。

○G委員 済みません、今の市内にある、たくさん、この写真ね。きれいな写真載せていただいているんですけど、例えば、16ページの下の写真とか、要するに、20ページの下の写真で、どこの場所かわからない、明記されてないところがあるんですけど、これはやはり、全て明記したほうがいいと思うんです。前のマスタープラン見ても全て、写真については明記されてますので。ぜひとも、明確に、まさか、市

外のどこか関係ないところ、そんなことはないと思うんですけど。

○吉田会長 これは豊中だぞと、豊中市に怒られたりってことがないように。

○G委員 よろしくをお願いします。

○吉田会長 はい。先ほど、申し上げましたように、幾つかの空欄のところ、まだ、使用許可をとれてないというところもありますし、さらに、鮮明なものに差し替える等々もございます。そこらは、こちらで再点検させていただくということで、ご了承、ご一任いただければと思います。ありがとうございました、ご指摘。

他に、いかがでしょう。

どうぞ。

○H委員 1点だけ。大変今、資料よくできているなというふうに感心して。

○吉田会長 ありがとうございます。

○H委員 説明も受けたわけですが、1点、常々思ってますのが、要は、先ほど、お話出てましたように、住み続けたい町であるという七十数%の方がいる反面、やっぱり個々にいろいろと不満だと、不具合だと、そうは思わないという方々がやっぱりあるわけですね。そういう面で、私も気になってるのが、先ほど、バリアフリーのお話出てますけども、障がい者、ハンデを持つ方だけではなく、健常者でも一歩お家を出ていけば、一歩道路になるわけですし、そこで、1センチ、2センチの段差があったり、くぼみやでこぼこがあったりしたら、健常者でも引っかかるというようなことがありますね。という意味からすれば、吹田市の70周年過ぎた町を見渡したときに、インフラ整備をしていく必要があるんだというあたりで、課題という部分で、14ページからまちづくりの課題の提起をしっかりといただけてますけども、この課題の部分がもう少し、こういう課題があるからこうするんだという部分を書けないものかなというふうに感じとってるんですけども。ページの的に、必要な都度、その都度判断してとかいうような文言になってるんですけど。優先的とかね。やっぱり計画的に、ニュータウンから中部、南部にというのか、南部から中部、ニュータウンにか

けてやっていくのかという部分が課題のほうで言えないのかと。

○吉田会長　ご指摘の14、15ページ。ここへ出させていただいている六つの課題設定は、そういったアンケートをも踏まえて、ご議論いただいて、やはり、こういう大きな課題があるだろうということを取りまとめさせていただいているページでして、それに、言うなれば、即してまちづくりというようなことで、2章の基本枠組みで、3章の個別の項目、これらを設定させていただいて、課題への対応方向を打ち出させていただいている文章です。ご指摘の課題への対応ということになると、都市マスの性格ということにもよるわけですが、場合によっては、61ページ以降の記述で何らかの打ち出しを、何らかの方向、具体的方向みたいな、あるいは、不満というような、不十分だというふうにアンケートで出てきているようなところに踏み込むような記述があったほうが良いというご指摘とも受けとめられるんですが、そこら辺りどうですか。61ページ以下のところで、2章の課題への対応っていう何らかの記述、できましかね。1-4六つの課題へのさらなる反映というか、取り組みというような記述はとりえますか。

○清水主査　今、委員ご指摘いただいたところで言いますと、まちづくりの課題として、14、15ページにお示ししたことというのは、割と個別具体的というよりは。

○吉田会長　そうですね、大枠。

○清水主査　一般的に、このアンケート結果などから読み取れる情報をもとに、課題ということでお示しをさせていただいております。その課題を踏まえて、どうしていくかというのを3章のまちづくりの方針の中にお書きさせていただいております。先ほどの、市民の皆さんの意見でも、やっぱり、ここのこの階段のこの場所がっていう、ご指摘というか、切実な思いもお聞きしてまいりました。実際に、それを都市計画マスタープランという長期の計画の中で、長期的な方向性をお示しする。こういうマスタープランの中で、具体の今、委員おっしゃっていただいたように、北から始めるのか、南から始めるのか。その部分を具体的にお書きするというよりは、そういったこ

とをきちんと進めていくという方向性をお示しをしながら、41ページのところの、安心のまちづくり方針の、バリアフリーに関して言いますと、7-2バリアフリー化の推進の中で、1行目、バリアフリー基本構想に基づき、誰もが安心して通行できる歩行空間を目指すということをお書きしています。これがバリアフリー法に基づきまして、バリアフリー基本構想というのは、本市が、右側のページでございますけども、地区ごとにそれぞれ計画を立ててございます。実際に、申し上げますと、この計画の進捗というのは思わしくない状況もあるかと聞いております。ですので、市民の皆さんにいただきました、そういったご指摘も踏まえまして、きちっと担当課のほうには、そういう状況であるということは、お伝えしながら、このバリアフリー化の推進という方針のもとで、庁内連携をしながら進めていくというところをお示ししているところでございます。

ですので、なかなか、ちょっと説明会で申し上げて、生ぬるいとか、まどろっこしいとか、というふうなことも、わかりづらいということをよく言われたんです。ここがどうなるのかを教えてほしいのに、何十年か後にこうなるかもしれませんって言われても、よくわからないっていうのが、本音でおっしゃっていただきましたので、その辺は十分に個々の事情というのは踏まえさせていただきながらも、マスタープランの中では、どうしても、こういうお示しの仕方になってしまったということで、一定、ご説明申し上げてきたところでございます。

○吉田会長　ということで、H委員のご指摘ではございますが、先ほど、私、申し上げましたように、マスターっていう、親方、名人、最近、マエストロっていうイタリア語の親方っていうのが出てまいっていますが、言うなれば、基盤的っていうか、支配的なのっていうか、大枠というようなことでの制約も当然にありますので、個別具体的なところへの書き込みというのはやはり、なかなかしにくいっていう、性格的な限界もあるっていうことで、ご了承、何とぞいただきたいと存じます。

○H委員　わかりました。

○吉田会長 どうぞ。

○I委員 公園、緑。

○吉田会長 何ページになりますか。

○I委員 私が言いたいのは、50ページなんですけれども、公園、緑の関係で、少し、先ほど、議論がありまして、吹田の緑被率は30%で、現況26.1%と、そういうことは、市民的には明らかになっていくと思うんですけども、特に、その後の、ちょっと、それはまあそういうことなんですけど。

私、50ページなんですけども、この地域特性を生かしたまちづくり方針のところで、最後に、9-13ですけど、農地が残る地域のまちづくりということで、春日、千里山、山田、都市計画審議会でも以前、生産緑地地区の解除、そういったこともございまして、それはちょうど春日の地域だったと思うんですけども、これが28ページの緑被現況図で見ると、北大阪急行電鉄の緑地公園駅から桃山台駅の、この西側、若干東側もあるんですけど。ここが、緑の多いところが豊中との境ですね。この辺がいわゆる春日地域だと思うんですけども、私も長年、春日の地域見てますと、やっぱり、マンションがどんどん建てられて、もちろん、地主さん等の都合、いろんな経済情勢等あると思うんですけど、ここに書いてるのは、9-13の最後に良好な市街地形成の誘導に努めますということなんですけど、実際、何が吹田市でどうセッティングできるのかというのが、ここにはもちろん書かれてないわけで、その辺がもう少し具体的に、具体的に言いますか、こういう決まりが、行政的にこういうことで、誘導、守る、誘導策があるんですよというようなことが、もしあれば、多分、あまりない中で努力するというのは、それはそれで必要だと思うんですけど。その点ですね。あれば、お聞きしたいですし、もし、そういうのが盛り込められたら盛り込んだらどうかと思います。

○吉田会長 審議会としては、本当に緑たくさん残したいという感覚を持ってはいるのですが、というところがございます。副市長何かご答弁いただけませんか。

○清水主査 まず、済みません。最初に、少しだけ申し伝えたいんですが、50ページのところに9-13農地が残るところということで、都市計画審議会にいつもお諮りしております、生産緑地地区の解除ということで、実際には、生産緑地地区とそれ以外の市街化農地という2種類に分けられまして、市街化農地については、生産緑地法が改正されたときには、市街化を促進していく農地ということで、一定の仕分けをしてきたんですけど、近年やはり、高齢化も進んでおりまして、生産緑地地区の生産緑地法に基づく網がどんどん外れていく中で、大体、年に1回、生産緑地地区の解除について、ご審議いただいているところですが、農地が残るところって、まさに今、市街化農地であっても農地の持つ機能、例えば、食料はもちろんなんですが、レクリエーションとかコミュニティ、教育、防災、緑、景観、生態系、ヒートアイランド、あるいは、地下水の涵養であったり、いろんな農地の機能っていうのが、実は、都市の中で求められているというのは、それは厳然とした事実かと思えます。ただ、都市計画の枠組みの中でどういう対応ができるかというのは、委員自らおっしゃっていただいたとおり、非常に大きな課題だと認識しております。ですので、そういったいろんな農地の残る機能というのを、地域の資源として、きちんと踏まえるということをお書きしたかったのが9-13でございます。

それで、実際の施策につきましては、27ページにお書きしたような公園、緑の方針の中で、みどりの保全、創出といった項目の中で、農地についてもお書きしているところがございますので、このあたり、みどりの基本計画ときちんと連携をしながら、進めてまいるということで、今、組み立てとしてはさせていただきます。

ご説明は以上でございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○I委員 課題はあるけれども、努めるとか。これ、春日の写真載せていただいているんですけど、これは本当に絞ったところの写真で、もうちょっとこう見たらもう、後ろにマンション大きいのが控えてたりとか。そんな風景に変わってきている。これ

だけ見ると、何かすごい田園の、切り取ったような感じなんです。

○吉田会長 なるほど。ということは、ちょっと危機感を煽るような、こう迫っているみたいな写真があったら、それに差し替えておくとかね。ちょっと配慮させてもいただく。もし、然るべきものがあれば、また、ご提供いただくとか。

○I委員 わかりました。

○吉田会長 そうしましたら、いろいろご意見伺って、12時になろうとしてきているのですが、繰り返しになりますが、お手元配付のマスタープラン改定案というのが基盤ですが、お手元配付の、まず、当日配付資料の誤植等々の修正案を、これも当然に組み込んでいただき、さらにご議論で出していたご意見、最新の写真に差し替えるであるとか、写真の撮影場所をきっちり入れるであるとか、地図等の見出し文字も修正するであるとかいうようなことは、会長の私のほうに微修正ということでご一任いただくということにさせていただいて、審議会としては、この改定案のご採択、是非を問わせて、最終的にいただきたく思いますが、これでご了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 ありがとうございます。

そうしましたら、そういうことで、なおこちらのほう、事務局と詰めさせていただいて、ご意見を反映しながら修正をさせていただいて、諮問答申ということで出させていただきます。

あと、ご異議なくご了承いただいたものとして、この5号議案、議決をいただいたということにさせていただいて、あと、事務局のほうから何か、ご連絡等ございましたら。

○武田参事 ございません。

○吉田会長 よろしいですか。

○武田参事 はい。

○吉田会長　そうしましたら、長いことありがとうございました。こういう形で、とりあえず、10年目ということでの改定を吹田市長のほうへ出させていただく。

どうも、ありがとうございました。

(終了)